

第 3 9 号議案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 1 9 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 足立区事務手数料条例（昭和 3 3 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 0 の項中「第 5 2 条第 1 項」を「第 5 5 条第 1 項」に、「飲食店（移動飲食店又は臨時飲食店を除く。）営業」を「飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。）」に改め、同表 1 1 の項から 4 1 の項までを次のように改める。

11	食品衛生法 第 55 条第 1 項 及び食品衛生 法施行令第 35 条の規定に基 づく調理の機 能を有する自 動販売機によ り食品を調理 し、調理され た食品を販売 する営業の許 可の申請に対 する審査	調理の機 能を有す る自動販 売機によ り食品を 調理し、 調理され た食品を 販売する 営業許可 申請手数 料	(1) 新規 の場合 1 件につき (2) 更新 の場合 1 件につき	7,200 円 5,100 円	許可申 請のと き

12 食品衛生法 第55条第1項 及び食品衛生 法施行令第35 条の規定に基 づく食肉販売 業の許可の申 請に対する審 査	食肉販売 業許可申 請手数料	(1) 新規 の場合 1 件につき (2) 更新 の場合 1 件につき	1万1,500円 5,700円	許可申 請のと き
13 食品衛生法 第55条第1項 及び食品衛生 法施行令第35 条の規定に基 づく魚介類販 売業の許可の 申請に対する 審査	魚介類販 売業許可 申請手 数料	(1) 新規 の場合 1 件につき (2) 更新 の場合 1 件につき	1万1,500円 5,700円	許可申 請のと き
14 食品衛生法 第55条第1項 及び食品衛生 法施行令第35 条の規定に基 づく魚介類競 り売り営業の 許可の申請に 対する審査	魚介類競 り売り営 業許可申 請手 数料	(1) 新規 の場合 1 件につき (2) 更新 の場合 1 件につき	2万5,200円 1万2,600円	許可申 請のと き

15 食品衛生法 第 55 条第 1 項 及び食品衛生 法施行令第 35 条の規定に基 づく集乳業の 許可の申請に 対する審査	集乳業許 可申請手 数料	(1) 新規 の場合 1 件につき (2) 更新 の場合 1 件につき	1 万 1,500 円 5,700 円	許可申 請のと き
16 食品衛生法 第 55 条第 1 項 及び食品衛生 法施行令第 35 条の規定に基 づく乳処理業 の許可の申請 に対する審査	乳処理業 許可申請 手数料	(1) 新規 の場合 1 件につき (2) 更新 の場合 1 件につき	2 万 5,200 円 1 万 2,600 円	許可申 請のと き
17 食品衛生法 第 55 条第 1 項 及び食品衛生 法施行令第 35 条の規定に基 づく特別牛乳 搾取処理業の 許可の申請に 対する審査	特別牛乳 搾取処理 業許可申 請手数料	(1) 新規 の場合 1 件につき (2) 更新 の場合 1 件につき	2 万 5,200 円 1 万 2,600 円	許可申 請のと き
18 食品衛生法 第 55 条第 1 項	食肉処理 業許可申	(1) 新規 の場合 1	2 万 5,200 円	許可申 請のと

及び食品衛生 法施行令第 35 条の規定に基 づく食肉処理 業の許可の申 請に対する審 査	請手数料	件につき (2) 更新 の場合 1 件につき	1 万 2, 600 円	き
19 食品衛生法 第 55 条第 1 項 及び食品衛生 法施行令第 35 条の規定に基 づく食品の放 射線照射業の 許可の申請に 対する審査	食品の放 射線照射 業許可申 請手数料	(1) 新規 の場合 1 件につき (2) 更新 の場合 1 件につき	2 万 5, 200 円 1 万 2, 600 円	許可申 請のと き
20 食品衛生法 第 55 条第 1 項 及び食品衛生 法施行令第 35 条の規定に基 づく菓子製造 業の許可の申 請に対する審 査	菓子製造 業許可申 請手数料	(1) 新規 の場合 1 件につき (2) 更新 の場合 1 件につき	1 万 6, 800 円 8, 400 円	許可申 請のと き
21 食品衛生法 第 55 条第 1 項	アイスク リーム類	(1) 新規 の場合 1	1 万 6, 800 円	許可申 請のと

及び食品衛生 法施行令第 35 条の規定に基 づくアイスク リーム類製造 業の許可の申 請に対する審 査	製造業許 可申請手 数料	件につき (2) 更新 の場合 1 件につき	8,400 円	き
22 食品衛生法 第 55 条第 1 項 及び食品衛生 法施行令第 35 条の規定に基 づく乳製品製 造業の許可の 申請に対する 審査	乳製品製 造業許可 申請手数 料	(1) 新規 の場合 1 件につき (2) 更新 の場合 1 件につき	2 万 5,200 円 1 万 2,600 円	許可申 請のと き
23 食品衛生法 第 55 条第 1 項 及び食品衛生 法施行令第 35 条の規定に基 づく清涼飲料 水製造業の許 可の申請に対 する審査	清涼飲料 水製造業 許可申請 手数料	(1) 新規 の場合 1 件につき (2) 更新 の場合 1 件につき	2 万 5,200 円 1 万 2,600 円	許可申 請のと き
24 食品衛生法	食肉製品	(1) 新規	2 万 5,200 円	許可申

第 55 条第 1 項 及び食品衛生 法施行令第 35 条の規定に基 づく食肉製品 製造業の許可 の申請に対す る審査	製造業許 可申請手 数料	の 場 合 1 件につき (2) 更 新 の 場 合 1 件につき	1 万 2,600 円	請 の と き
25 食品衛生法 第 55 条第 1 項 及び食品衛生 法施行令第 35 条の規定に基 づく水産製品 製造業の許可 の申請に対す る審査	水産製品 製造業許 可申請手 数料	(1) 新 規 の 場 合 1 件につき (2) 更 新 の 場 合 1 件につき	1 万 9,200 円 9,600 円	許 可 申 請 の と き
26 食品衛生法 第 55 条第 1 項 及び食品衛生 法施行令第 35 条の規定に基 づく氷雪製造 業の許可の申 請に対する審 査	氷雪製造 業許可申 請手数料	(1) 新 規 の 場 合 1 件につき (2) 更 新 の 場 合 1 件につき	2 万 5,200 円 1 万 2,600 円	許 可 申 請 の と き
27 食品衛生法	液卵製造	(1) 新 規	1 万 3,200 円	許 可 申

第 55 条 第 1 項 及 び 食 品 衛 生 法 施 行 令 第 35 条 の 規 定 に 基 づ く 液 卵 製 造 業 の 許 可 の 申 請 に 対 す る 審 査	業 許 可 申 請 手 数 料	の 場 合 1 件 に つ き (2) 更 新 の 場 合 1 件 に つ き	7,800 円	請 の と き
28 食 品 衛 生 法 第 55 条 第 1 項 及 び 食 品 衛 生 法 施 行 令 第 35 条 の 規 定 に 基 づ く 食 用 油 脂 製 造 業 の 許 可 の 申 請 に 対 す る 審 査	食 用 油 脂 製 造 業 許 可 申 請 手 数 料	(1) 新 規 の 場 合 1 件 に つ き (2) 更 新 の 場 合 1 件 に つ き	2 万 5,200 円 1 万 2,600 円	許 可 申 請 の と き
29 食 品 衛 生 法 第 55 条 第 1 項 及 び 食 品 衛 生 法 施 行 令 第 35 条 の 規 定 に 基 づ く み そ 又 は し ょ う ゆ 製 造 業 の 許 可 の 申 請 に 対 す る 審 査	み そ 又 は し ょ う ゆ 製 造 業 許 可 申 請 手 数 料	(1) 新 規 の 場 合 1 件 に つ き (2) 更 新 の 場 合 1 件 に つ き	1 万 9,200 円 9,600 円	許 可 申 請 の と き

30	食品衛生法 第55条第1項 及び食品衛生 法施行令第35 条の規定に基 づく酒類製造 業の許可の申 請に対する審 査	酒類製造 業許可申 請手数料	(1) 新規 の場合 1 件につき (2) 更新 の場合 1 件につき	1万9,200円 9,600円	許可申 請のと き
31	食品衛生法 第55条第1項 及び食品衛生 法施行令第35 条の規定に基 づく豆腐製造 業の許可の申 請に対する審 査	豆腐製造 業許可申 請手数料	(1) 新規 の場合 1 件につき (2) 更新 の場合 1 件につき	1万6,800円 8,400円	許可申 請のと き
32	食品衛生法 第55条第1項 及び食品衛生 法施行令第35 条の規定に基 づく納豆製造 業の許可の申 請に対する審 査	納豆製造 業許可申 請手数料	(1) 新規 の場合 1 件につき (2) 更新 の場合 1 件につき	1万6,800円 8,400円	許可申 請のと き

33 食品衛生法 第55条第1項 及び食品衛生 法施行令第35 条の規定に基 づく麺類製造 業の許可の申 請に対する審 査	麺類製造 業許可申 請手数料	(1) 新規 の場合 1 件につき (2) 更新 の場合 1 件につき	1万6,800円 8,400円	許可申 請のと き
34 食品衛生法 第55条第1項 及び食品衛生 法施行令第35 条の規定に基 づくそうざい 製造業の許可 の申請に対す る審査	そうざい 製造業許 可申請手 数料	(1) 新規 の場合 1 件につき (2) 更新 の場合 1 件につき	2万5,200円 1万2,600円	許可申 請のと き
35 食品衛生法 第55条第1項 及び食品衛生 法施行令第35 条の規定に基 づく複合型そ うざい製造業 の許可の申請 に対する審査	複合型そ うざい製 造業許可 申請手数 料	(1) 新規 の場合 1 件につき (2) 更新 の場合 1 件につき	3万5,200円 2万3,300円	許可申 請のと き

36	食品衛生法 第55条第1項 及び食品衛生 法施行令第35 条の規定に基 づく冷凍食品 製造業の許可 の申請に対す る審査	冷凍食品 製造業許可申 請手数料	(1) 新規 の場合 1 件につき (2) 更新 の場合 1 件につき	2万5,200円 1万2,600円	許可申 請のと き
37	食品衛生法 第55条第1項 及び食品衛生 法施行令第35 条の規定に基 づく複合型冷 凍食品製造業 の許可の申請 に対する審査	複合型冷 凍食品製 造業許可申 請手数料	(1) 新規 の場合 1 件につき (2) 更新 の場合 1 件につき	3万5,200円 2万3,300円	許可申 請のと き
38	食品衛生法 第55条第1項 及び食品衛生 法施行令第35 条の規定に基 づく漬物製造 業の許可の申 請に対する審 査	漬物製造 業許可申 請手数料	(1) 新規 の場合 1 件につき (2) 更新 の場合 1 件につき	1万3,200円 7,800円	許可申 請のと き

39 食品衛生法 第55条第1項 及び食品衛生 法施行令第35 条の規定に基 づく密封包装 食品製造業の 許可の申請に 対する審査	密封包装 食品製造 業許可申 請手数料	(1) 新規 の場合 1 件につき (2) 更新 の場合 1 件につき	1万9,200円 9,600円	許可申 請のと き
40 食品衛生法 第55条第1項 及び食品衛生 法施行令第35 条の規定に基 づく食品の小 分け業の許可 の申請に対す る審査	食品の小 分け業許 可申請手 数料	(1) 新規 の場合 1 件につき (2) 更新 の場合 1 件につき	2万1,600円 1万4,000円	許可申 請のと き
41 食品衛生法 第55条第1項 及び食品衛生 法施行令第35 条の規定に基 づく添加物製 造業の許可の 申請に対する 審査	添加物製 造業許可 申請手数 料	(1) 新規 の場合 1 件につき (2) 更新 の場合 1 件につき	2万5,200円 1万2,600円	許可申 請のと き

別表第2中42の項から49の項までを削り、50の項を42の項

とし、５１の項から１０４の項までを８項ずつ繰り上げる。

別表第６中

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	2 万 6,000 円
--	-------------

を

」

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	1 万 6,000 円
当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	2 万 6,000 円

に、

」

「

建築物の延べ面積が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	2 万 6,000 円
---	-------------

を

」

「

建築物の延べ面積が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	1 万 6,000 円
建築物の延べ面積が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	2 万 6,000 円

に、

」

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メー	18 万円
-----------------------	-------

を

トルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	
-------------------------	--

」

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	13 万 8,000 円
当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	18 万円

に、

」

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	38 万 4,000 円
--	--------------

を

」

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	30 万円
当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	38 万 4,000 円

に、

」

「

建築物の延べ面積が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	38 万 4,000 円
---	--------------

を

」

「

建築物の延べ面積が 300 平方メートルを 超え 1,000 平方メートル以内のもの	30 万円
建築物の延べ面積が 1,000 平方メートル を超え 2,000 平方メートル以内のもの	38 万 4,000 円

に、

」

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メー トルを超え 2,000 平方メートル以内のも の	1 万 8,000 円
--	-------------

を

」

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メー トルを超え 1,000 平方メートル以内のも の	1 万 1,000 円
当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メ ートルを超え 2,000 平方メートル以内の もの	1 万 8,000 円

に、

」

「

建築物の延べ面積が 300 平方メートルを 超え 2,000 平方メートル以内のもの	1 万 8,000 円
---	-------------

を

」

「

建築物の延べ面積が 300 平方メートルを 超え 1,000 平方メートル以内のもの	1 万 1,000 円

に、

建築物の延べ面積が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	1 万 8,000 円
---	-------------

」

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	9 万 6,000 円
--	-------------

を

」

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	7 万 2,000 円
当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	9 万 6,000 円

に、

」

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	19 万 8,000 円
--	--------------

を

」

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	15 万 4,000 円
当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	19 万 8,000 円

に、

もの	
----	--

」

「

建築物の延べ面積が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	19 万 8,000 円
---	--------------

を

」

「

建築物の延べ面積が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	15 万 4,000 円
建築物の延べ面積が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	19 万 8,000 円

に

」

改める。

別表第 7 の 1 の項中

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	2 万 7,100 円
---	-------------

を

」

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	1 万 6,700 円
当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	2 万 7,100 円

に、

」

「

ア モデル建物	当該部分の床面積の	14 万 5,700 円
---------	-----------	--------------

法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量（以下「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ（1）の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものと	合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	23万5,700円	
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	30万9,000円	
	当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	37万1,000円	
	当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	43万5,000円	を

して国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。以下この表（５の項を除く。）において同じ。）による場合		
イ 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。以下この表（５の項を除く。）において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	36万7,100円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52万3,700円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	64万6,000円
	当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	76万3,000円
	当該部分の床面積の	87万1,000円

	合計が 2 万 5,000 平方メートル以上のもの	
--	---------------------------	--

」

「

ア モデル建物 法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「省令」という。）第 1 条第 1 項第 1 号イの一次エネルギー消費量（以下「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。2 の項、5 の項及び 6 の項において	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	11 万 700 円
	当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	14 万 5,700 円
	当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	23 万 5,700 円
	当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	30 万 9,000 円
	当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 2 万 5,000 平方メートル未満のもの	37 万 1,000 円
	当該部分の床面積の合計が 2 万 5,000 平方	43 万 5,000 円

に

同じ。) による 場合	メートル以上のもの	
イ 標準入力法 等（実際の設計 仕様の条件を 基に算定した 一次エネルギー 消費量を用 いて評価する 方法をいう。2 の項、5の項及 び6の項にお いて同じ。）に よる場合	当該部分の床面積の 合計が300平方メー トル以上1,000平方メー トル未満のもの	28万4,400円
	当該部分の床面積の 合計が1,000平方メー トル以上2,000平方メー トル未満のもの	36万7,100円
	当該部分の床面積の 合計が2,000平方メー トル以上5,000平方メー トル未満のもの	52万3,700円
	当該部分の床面積の 合計が5,000平方メー トル以上1万平方メー トル未満のもの	64万6,000円
	当該部分の床面積の 合計が1万平方メー トル以上2万5,000平 方メートル未満のも の	76万3,000円
	当該部分の床面積の 合計が2万5,000平方 メートル以上のもの	87万1,000円

改め、同表 2 の項中

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 万 9,100 円
---	-------------

を

」

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	1 万 1,800 円
当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 万 9,100 円

に、

」

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	10 万 2,100 円
---	--------------

を

」

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	7 万 7,600 円
当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	10 万 2,100 円

に、

」

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	25 万 7,100 円
---	--------------

を

」

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	19 万 9,200 円
当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	25 万 7,100 円

に

」

改め、同表 3 の項中「第 30 条第 1 項の」を「第 35 条第 1 項の」に、「第 30 条第 2 項」を「第 35 条第 2 項」に、「第 30 条第 1 項各号」を「第 35 条第 1 項各号」に、

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	2 万 7,100 円
---	-------------

を

」

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	1 万 6,700 円
当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	2 万 7,100 円

に、

」

「

モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	8 万 7,100 円
	当該部分の床面積の合計が 300 平方メー	14 万 5,700 円

	トル以上 2,000 平方メートル未満のもの		を
	当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	23 万 5,700 円	
	当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	30 万 9,000 円	
	当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 2 万 5,000 平方メートル未満のもの	37 万 1,000 円	
	当該部分の床面積の合計が 2 万 5,000 平方メートル以上のもの	43 万 5,000 円	
	標準入力法等による場合		
	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	22 万 7,100 円	
	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	36 万 7,100 円	

	当該部分の床面積の 合計が 2,000 平方メ ートル以上 5,000 平 方メートル未満のも の	52 万 3,700 円
	当該部分の床面積の 合計が 5,000 平方メ ートル以上 1 万平方 メートル未満のもの	64 万 6,000 円
	当該部分の床面積の 合計が 1 万平方メー ートル以上 2 万 5,000 平方メートル未満の もの	76 万 3,000 円
	当該部分の床面積の 合計が 2 万 5,000 平 方メートル以上のも の	87 万 1,000 円

」

「

モデル建物法（一 次エネルギー消費 量の算出に用いる べき標準的な建築 物及び省令第10条 第1号イ（1）の屋 内周囲空間の年間	当該部分の床面積の 合計が 300 平方メ ートル未満のもの	8 万 7,100 円
	当該部分の床面積の 合計が 300 平方メ ートル以上 1,000 平方 メートル未満のもの	11 万 700 円

熱負荷（以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。4の項において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	14 万 5,700 円
	当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	23 万 5,700 円
	当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	30 万 9,000 円
	当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 2 万 5,000 平方メートル未満のもの	37 万 1,000 円
	当該部分の床面積の合計が 2 万 5,000 平方メートル以上のもの	43 万 5,000 円
標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	22 万 7,100 円
	当該部分の床面積の	28 万 4,400 円

に

費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。４の項において同じ。）による場合	合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	36 万 7,100 円
	当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	52 万 3,700 円
	当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	64 万 6,000 円
	当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 2 万 5,000 平方メートル未満のもの	76 万 3,000 円
	当該部分の床面積の合計が 2 万 5,000 平方メートル以上のもの	87 万 1,000 円

」

改め、同表４の項中「第３１条第１項」を「第３６条第１項」に、「第

第 31 条第 2 項」を「第 36 条第 2 項」に、「第 30 条第 2 項」を「第 35 条第 2 項」に、「第 30 条第 1 項各号」を「第 35 条第 1 項各号」に、

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 万 9,100 円
---	-------------

を

」

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	1 万 1,800 円
当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 万 9,100 円

に、

」

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	10 万 2,100 円
---	--------------

を

」

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	7 万 7,600 円
当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	10 万 2,100 円

に、

」

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	25 万 7,100 円
---	--------------

を

」

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	19 万 9,200 円
当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	25 万 7,100 円

に

」

改め、同表 5 の項中「第 3 6 条第 1 項」を「第 4 1 条第 1 項」に、「第 2 条第 3 号」を「第 2 条第 1 項第 3 号」に、

「

当該部分の延べ面積が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	2 万 7,100 円
---	-------------

を

」

「

当該部分の延べ面積が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	1 万 6,700 円
当該部分の延べ面積が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	2 万 7,100 円

に、

」

「

モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。）に	当該部分の延べ面積が 300 平方メートル未満のもの	8 万 7,100 円
	当該部分の延べ面積が 300 平方メートル以上 2,000 平方メー	14 万 5,700 円

よる場合	トル未満のもの	
	当該部分の延べ面積が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	23 万 5,700 円
	当該部分の延べ面積が 5,000 平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	30 万 9,000 円
	当該部分の延べ面積が 1 万平方メートル以上 2 万 5,000 平方メートル未満のもの	37 万 1,000 円
	当該部分の延べ面積が 2 万 5,000 平方メートル以上のもの	43 万 5,000 円
標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。）による場合	当該部分の延べ面積が 300 平方メートル未満のもの	22 万 7,100 円
	当該部分の延べ面積が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	36 万 7,100 円
	当該部分の延べ面積が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	52 万 3,700 円

を

	当該部分の延べ面積 が 5,000 平方メー トル以上 1 万平方メー トル未満のもの	64 万 6,000 円
	当該部分の延べ面積 が 1 万平方メートル 以上 2 万 5,000 平方 メートル未満のもの	76 万 3,000 円
	当該部分の延べ面積 が 2 万 5,000 平方メ ートル以上のもの	87 万 1,000 円

」

「

モデル建物法によ る場合	当該部分の延べ面積 が 300 平方メートル 未満のもの	8 万 7,100 円
	当該部分の延べ面積 が 300 平方メートル 以上 1,000 平方メー トル未満のもの	11 万 700 円
	当該部分の延べ面積 が 1,000 平方メー トル以上 2,000 平方メ ートル未満のもの	14 万 5,700 円
	当該部分の延べ面積 が 2,000 平方メー トル以上 5,000 平方メ	23 万 5,700 円

標準入力法等による場合	一ト未満のもの	
	当該部分の延べ面積が 5,000 平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	30 万 9,000 円
	当該部分の延べ面積が 1 万平方メートル以上 2 万 5,000 平方メートル未満のもの	37 万 1,000 円
	当該部分の延べ面積が 2 万 5,000 平方メートル以上のもの	43 万 5,000 円
	当該部分の延べ面積が 300 平方メートル未満のもの	22 万 7,100 円
	当該部分の延べ面積が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	28 万 4,400 円
	当該部分の延べ面積が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	36 万 7,100 円
	当該部分の延べ面積が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	52 万 3,700 円

に

当該部分の延べ面積 が 5,000 平方メー トル以上 1 万平方メー トル未満のもの	64 万 6,000 円
当該部分の延べ面積 が 1 万平方メートル 以上 2 万 5,000 平方 メートル未満のもの	76 万 3,000 円
当該部分の延べ面積 が 2 万 5,000 平方メ ートル以上のもの	87 万 1,000 円

」

改め、同表 6 の項中

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メー トル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 万 9,100 円
---	-------------

を

」

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メー トル以上 1,000 平方メートル未満のもの	1 万 1,800 円
当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メ ートル以上 2,000 平方メートル未満のも の	1 万 9,100 円

に、

」

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メー トル以上 2,000 平方メートル未満のもの	10 万 2,100 円
---	--------------

を

」

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	7 万 7,600 円
当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	10 万 2,100 円

に、

」

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	25 万 7,100 円
---	--------------

を

」

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	19 万 9,200 円
当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	25 万 7,100 円

に

」

改め、同表備考 1 4 を同表備考 1 6 とし、同表備考 1 0 から備考 1 3 までを同表備考 1 2 から備考 1 5 までとし、同表備考 9 中「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。）」を「向上計画認定申請手数料等」に改め、同表備考 9 を同表備考 1 1 とし、同表備考 8 中「第 2 9 条第 3 項各号」を「第 3 4 条第 3 項各号」に改め、同表備考 8 を同表備考 1 0 とし、同表備考 7 中「第 2 9 条第 3 項各号」を「第 3 4 条第 3 項各号」に改め、同表備考 7 を同表備考 9 とし、同表備考 6 を同表備考 8 とし、同

表備考 3 から備考 5 までを同表備考 5 から備考 7 までとし、同表備考 2 中「第 29 条第 3 項各号」を「第 34 条第 3 項各号」に改め、同表備考 2 を同表備考 4 とし、同表備考 1 中「第 29 条第 3 項各号」を「第 34 条第 3 項各号」に改め、同表備考 1 を同表備考 3 とし、同表に備考 1 及び備考 2 として次のように加える。

- 1 省令第 1 条第 1 項第 1 号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明手数料の額は、それぞれこの表の 1 の項（2）のイ、2 の項（2）のイ、5 の項（2）のイの（イ）又は 6 の項（2）のイに掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 2 省令第 1 条第 1 項第 1 号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第 10 条第 1 号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれこの表の 3 の項（2）のイの（イ）又は 4 の項（2）のイの（イ）に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

第2条 足立区事務手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第2の67の項中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同表69の項中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改め、同表71の項中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改め、同表75の項中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同表76の項中「第1条の5」を「第2条の3」に改め、同表77の項中「第1条の6」を「第2条の4」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中別表第2の改正規定及び次項から付則第4項までの規定 令和3年6月1日

(2) 第2条の規定 令和3年8月1日

(経過措置)

- 2 第1条の規定(別表第2の改正規定に限る。)の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)第2条の規定による改正前の食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項の許可を受けて次の表の第1欄に掲げる営業を行っている者が、当該許可に係る営業を継続するために同表の第2欄に掲げる営業に係る食品衛生法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正後の食品衛生法(以下「新食品衛生法」という。)第55条第1項の許可の申請を行う場合は、当該申請に係る手数料に関する第1条の規定(別表第2の改正規定に限る。)による改正後の足立区事務手数料条例(以下「6月新条例」という。)別表第2の規定の適用については、次の表の第3欄に掲げる規定中同表の第4欄に掲げる字句は、同表の第5欄に掲げる字句とする。

飲食店営業	飲食店営業	別表第	1万8,300円	8,900円
-------	-------	-----	----------	--------

(移動飲食店 営業、臨時飲 食店営業又は 自動販売機に よるものを除 く。)	(移動飲食 店営業又は 臨時飲食店 営業を除く。)	2の10 の項		
	そうざい製 造業	別表第 2の34 の項	2万5,200円	1万2,600円
飲食店営業 (移動飲食店 営業又は臨時 飲食店営業に 限る。)	飲食店営業 (移動飲食 店営業又は 臨時飲食店 営業に限る。)	別表第 2の10 の項	5,600円	2,700円
飲食店営業 (自動販売機 によるものに 限る。)	調理の機能 を有する自 動販売機に より食品を 調理し、調理 された食品 を販売する 営業	別表第 2の11 の項	7,200円	5,100円
喫茶店営業 (自動販売機 によるものを 除く。)	飲食店営業 (移動飲食 店営業又は 臨時飲食店 営業による	別表第 2の10 の項	1万8,300円	8,900円

	ものを除く。)			
喫茶店営業 (自動販売機 によるものに 限る。)	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	別表第 2の11 の項	7,200円	5,100円
菓子製造業 (移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。)	飲食店営業 (移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。)	別表第 2の10 の項	1万8,300円	8,900円
	菓子製造業	別表第 2の20 の項	1万6,800円	8,400円
	食品の小分け業	別表第 2の40 の項	2万1,600円	1万4,000円
菓子製造業 (移動菓子製造業又は臨時菓子製造業に	飲食店営業 (移動飲食店営業又は臨時飲食店	別表第 2の10 の項	5,600円	2,700円

限る。)	営業に限る。)			
あん類製造業	菓子製造業	別表第 2の20 の項	1万6,800円	8,400円
	食品の小分け業	別表第 2の40 の項	2万1,600円	1万4,000円
アイスクリーム類製造業	飲食店営業 (移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。)	別表第 2の10 の項	1万8,300円	8,900円
	アイスクリーム類製造業	別表第 2の21 の項	1万6,800円	8,400円
乳処理業	乳処理業	別表第 2の16 の項	2万5,200円	1万2,600円
特別牛乳搾取処理業	特別牛乳搾取処理業	別表第 2の17 の項	2万5,200円	1万2,600円
乳製品製造業	乳製品製造業	別表第 2の22 の項	2万5,200円	1万2,600円

	食 品 の 小 分 け 業	別 表 第 2 の 40 の 項	2 万 1, 600円	1 万 4, 000円
集 乳 業	集 乳 業	別 表 第 2 の 15 の 項	1 万 1, 500円	5, 700円
食 肉 処 理 業	食 肉 処 理 業	別 表 第 2 の 18 の 項	2 万 5, 200円	1 万 2, 600円
食 肉 販 売 業 (自 動 販 売 機 に よ る も の を 除 く 。)	食 肉 販 売 業	別 表 第 2 の 12 の 項	1 万 1, 500円	5, 700円
食 肉 製 品 製 造 業	食 肉 製 品 製 造 業	別 表 第 2 の 24 の 項	2 万 5, 200円	1 万 2, 600円
	食 品 の 小 分 け 業	別 表 第 2 の 40 の 項	2 万 1, 600円	1 万 4, 000円
魚 介 類 販 売 業	飲 食 店 営 業 (移 動 飲 食 店 営 業 又 は 臨 時 飲 食 店 営 業 に よ る も の を 除 く 。)	別 表 第 2 の 10 の 項	1 万 8, 300円	8, 900円
	魚 介 類 販 売	別 表 第	1 万 1, 500円	5, 700円

	業	2 の13 の項		
魚介類競り売り営業	魚介類競り売り営業	別表第2 の14 の項	2 万5,200円	1 万2,600円
魚肉練り製品製造業	水産製品製造業	別表第2 の25 の項	1 万9,200円	9,600円
	食品の小分け業	別表第2 の40 の項	2 万1,600円	1 万4,000円
食品の冷凍又は冷蔵業	冷凍食品製造業	別表第2 の36 の項	2 万5,200円	1 万2,600円
	食品の小分け業	別表第2 の40 の項	2 万1,600円	1 万4,000円
食品の放射線照射業	食品の放射線照射業	別表第2 の19 の項	2 万5,200円	1 万2,600円
清涼飲料水製造業	清涼飲料水製造業	別表第2 の23 の項	2 万5,200円	1 万2,600円
乳酸菌飲料製造業	乳処理業	別表第2 の16 の項	2 万5,200円	1 万2,600円
	乳製品製造	別表第	2 万5,200円	1 万2,600円

	業	2 の22 の項		
	清涼飲料水 製造業	別表第 2 の23 の項	2 万5,200円	1 万2,600円
氷雪製造業 (自動販売機 によるものを 除く。)	氷雪製造業	別表第 2 の26 の項	2 万5,200円	1 万2,600円
食用油脂製造 業	食用油脂製 造業	別表第 2 の28 の項	2 万5,200円	1 万2,600円
	食品の小分 け業	別表第 2 の40 の項	2 万1,600円	1 万4,000円
マーガリン又 はショートニ ング製造業	食用油脂製 造業	別表第 2 の28 の項	2 万5,200円	1 万2,600円
	食品の小分 け業	別表第 2 の40 の項	2 万1,600円	1 万4,000円
みそ製造業	みそ又はし ょうゆ製造 業	別表第 2 の29 の項	1 万9,200円	9,600円
	食品の小分 け業	別表第 2 の40 の項	2 万1,600円	1 万4,000円

しょうゆ製造業	みそ又はしょうゆ製造業	別表第2の29の項	1万9,200円	9,600円
	食品の小分け業	別表第2の40の項	2万1,600円	1万4,000円
ソース類製造業	密封包装食品製造業	別表第2の39の項	1万9,200円	9,600円
酒類製造業	酒類製造業	別表第2の30の項	1万9,200円	9,600円
豆腐製造業	豆腐製造業	別表第2の31の項	1万6,800円	8,400円
	食品の小分け業	別表第2の40の項	2万1,600円	1万4,000円
納豆製造業	納豆製造業	別表第2の32の項	1万6,800円	8,400円
	食品の小分け業	別表第2の40の項	2万1,600円	1万4,000円
麺類製造業	麺類製造業	別表第2の33の項	1万6,800円	8,400円

	食 品 の 小 分 け 業	別 表 第 2 の 40 の 項	2 万 1, 600 円	1 万 4, 000 円
そう ざ い 製 造 業	そ う ざ い 製 造 業	別 表 第 2 の 34 の 項	2 万 5, 200 円	1 万 2, 600 円
	食 品 の 小 分 け 業	別 表 第 2 の 40 の 項	2 万 1, 600 円	1 万 4, 000 円
缶 詰 又 は 瓶 詰 食 品 製 造 業	密 封 包 装 食 品 製 造 業	別 表 第 2 の 39 の 項	1 万 9, 200 円	9, 600 円
添 加 物 製 造 業	添 加 物 製 造 業	別 表 第 2 の 41 の 項	2 万 5, 200 円	1 万 2, 600 円

- 3 第 1 条の規定（別表第 2 の改正規定に限る。）の施行の際現に食品製造業等取締条例を廃止する条例（令和 2 年東京都条例第 7 1 号）による廃止前の食品製造業等取締条例（昭和 2 8 年東京都条例第 1 1 1 号）第 7 条の許可を受けて次の表の第 1 欄に掲げる営業を行っている者が、当該許可に係る営業を継続するために同表の第 2 欄に掲げる営業に係る新食品衛生法第 5 5 条第 1 項の許可の申請を行う場合は、当該申請に係る手数料に関する 6 月新条例別表第 2 の規定の適用については、次の表の第 3 欄に掲げる規定中同表の第 4 欄に掲げる字句は、同表の第 5 欄に掲げる字句とする。

つけ物製造業	漬物製造業	別 表 第 2 の 38 の 項	1 万 3, 200 円	7, 800 円

	食 品 の 小 分 け 業	別 表 第 2 の 40 の 項	2 万 1, 600 円	1 万 4, 000 円
そ う 菜 半 製 品 等 製 造 業	そ う ざ い 製 造 業	別 表 第 2 の 34 の 項	2 万 5, 200 円	1 万 2, 600 円
	食 品 の 小 分 け 業	別 表 第 2 の 40 の 項	2 万 1, 600 円	1 万 4, 000 円
調 味 料 等 製 造 業	密 封 包 装 食 品 製 造 業	別 表 第 2 の 39 の 項	1 万 9, 200 円	9, 600 円
魚 介 類 加 工 業	水 産 製 品 製 造 業	別 表 第 2 の 25 の 項	1 万 9, 200 円	9, 600 円
	食 品 の 小 分 け 業	別 表 第 2 の 40 の 項	2 万 1, 600 円	1 万 4, 000 円
液 卵 製 造 業	液 卵 製 造 業	別 表 第 2 の 27 の 項	1 万 3, 200 円	7, 800 円

- 4 令和 3 年 6 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間における前 2 項の規定の適用については、付則第 2 項の表飲食店営業（移動飲食店営業、臨時飲食店営業又は自動販売機によるものを除く。）の項中「1 万 2, 6 0 0 円」とあるのは「8, 9 0 0 円」と、同表喫茶店営業（自動販売機によるものを除く。）の項中「8, 9 0 0 円」とあるのは「5, 7 0 0 円」と、同表菓子製造業（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。）の項中「8, 9 0 0 円」及び「1 万 4, 0 0 0 円」とあるの

は「８，４００円」と、同表あん類製造業の項中「１万４，０００円」とあるのは「８，４００円」と、同表アイスクリーム類製造業の項中「８，９００円」とあるのは「８，４００円」と、同表乳製品製造業の項及び食肉製品製造業の項中「１万４，０００円」とあるのは「１万２，６００円」と、同表魚介類販売業の項中「８，９００円」とあるのは「５，７００円」と、同表魚肉練り製品製造業の項中「１万４，０００円」とあるのは「９，６００円」と、同表食品の冷凍又は冷蔵業の項中「１万４，０００円」とあるのは「１万２，６００円」と、同表乳酸菌飲料製造業の項中「１万２，６００円」とあるのは「８，４００円」と、同表食用油脂製造業の項及びマーガリン又はショートニング製造業の項中「１万４，０００円」とあるのは「１万２，６００円」と、同表みそ製造業の項及びしょうゆ製造業の項中「１万４，０００円」とあるのは「９，６００円」と、同表豆腐製造業の項、納豆製造業の項及び麺類製造業の項中「１万４，０００円」とあるのは「８，４００円」と、同表そうざい製造業の項中「１万４，０００円」とあるのは「１万２，６００円」と、前項の表つけ物製造業の項中「１万４，０００円」とあるのは「７，８００円」と、同表そう菜半製品等製造業の項中「１万２，６００円」及び「１万４，０００円」とあるのは「７，８００円」と、同表調味料等製造業の項中「９，６００円」とあるのは「７，８００円」と、同表魚介類加工業の項中「９，６００円」及び「１万４，０００円」とあるのは「７，８００円」とする。

（提案理由）

食品衛生法、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の改正等に伴い、事務手数料の額を改定するほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。